

週刊住宅

2021年(令和3年) 2月1日号
NO. 2944 (毎週月曜日発行)

年々め購読料 18,164円(本体・送料込み(税込み19,980円))

発行所 株式会社週刊住宅タイムズ
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-3-4 バビル
電話:03-3234-2050 FAX:03-3234-2070
発行人 週刊住宅タイムズ 代表者 鈴木美由紀
2020年6月17日 第三種郵便物認可
問い合わせ:info@sjt.co.jp 情報提供:press@sjt.co.jp



CFネッツ流 新・大家実践塾

139

「借地契約更新時に気をつけること～相続相談事例①～」

「今度、借地の契約を更新するのだが、契約書作ってくれないかな?」

10年前に別の土地の掘削承諾書をお願いしたことが縁で、お世話になっている地主Z氏から電話があった。掘削承諾書も初めてだろうか? たその場でサインしてくれるように、気風のよい人だ。

「普通の更新ならいつものひな形使ってしまうが、今回はちょっと特別だから小林さんにお願した方が安心かと思っ……その内容については、明後日、借地人さんと打ち合わせするから、そこに来てもらえないかな?」

特別な事情とは何かと思いつきながら、当日、直接つかうことに。とりあえず、更新契約で大事なものは、権利の継続とトラブルの防止である。更新契約のいつもの書式とかを準備しておくことにした。

992年(平成4)8月よりに前に締結されたことは間違いない。旧法の借地権と更新契約で大事なのは、権利の継続とトラブルの防止である。更新契約のいつもの書式とかを準備しておくことにした。

建物が増えていけば、地代を支払い続ける限り消えない? 地代は不当に安くなっていくことはない、強力な借地権である。これを次の世代に継承していかないと、地代は固定資産3倍程度に強力な旧法借地権のケース

地代は固定資産3倍程度に 強力な旧法借地権のケース

■借地権の種類は? 借地権の種類は、まず、保管してあるZ氏の資料を調べてみる。現在の借地契約はもっていないが、Z氏が中学生のときに既に借地人の家が建っていたというので、1

この続きは次回へ。

■鎌倉鑑定 小林 雅裕

神奈川県鎌倉市 大船2-19-35-4F。電話#0467-22-7772、ファクス#045-30-5773、携帯#080-4196-1167。Eメール#kob_yashi@kaiantai.com